

○日野町自主防災組織活動支援補助金 (総務課総務担当) TEL52-6500

自治会等が行う自主防災組織の設立および自主防災活動を支援することを目的として、予算の範囲内において補助金を交付します。

対象団体

自治会および自主防災組織

補助金の経費・補助金・補助限度額

番号	補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	補助金額	補助金限度額
①	自主防災組織の設立または自治会等の防災計画の策定	自発的に防災活動を行なうため、自治会や町内会等が中心となって組織する団体	<ul style="list-style-type: none"> ・消耗品 (紙、文房具など) ・印刷製本費 (印刷、コピーなど) ・報償金・報償品 (講師謝金・講師謝礼品など) ・食糧費 (会議用茶のみ) 	補助対象経費の全額 (千円未満の端数は切捨て)	50,000 円
②	防災資機材整備事業	自治会または自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ○防災活動上必要な資機材の購入に対する経費 ・刺子防火服、携帯用無線機 (免許不要で使えるもの)、発電機、油圧式ジャッキ、ロングバール、チェーンソー、エンジンカッター、担架、可搬式ウインチ、投光機、防災看板 (単なる住宅案内用看板は含まない。) ・その他防災活動に必要な資機材の新規購入および修繕等 	補助対象経費に3分の1を乗じて得た額。(千円未満の端数は切捨て) なお、補助対象経費が3万円未満であるときは、補助対象としない。	世帯数が200戸以下の自治会等 90,000 円
	防災用品等整備事業	自治会または自主防災組織で自治会等の防災計画を策定している団体もしくは策定しようとする団体	<ul style="list-style-type: none"> ○防災活動上必要な用品等の購入に対する経費 ・ヘルメット、帽子、腕章、ビブス、土のう袋、ハンドマイク、投光機、防災看板 (単なる住宅案内用看板は含まない。) ・その他防災活動に必要な用品の購入に対する経費 		世帯数が201戸以上の自治会等 150,000 円

番号	補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	補助金額	補助金 限度額
③	防災マップ整備事業 (災害時の避難行動要支援計画の策定を含む。)	自治会または 自主防災組織	○防災マップの作成に要する経費 防災マップ(防火水槽、消火栓、避難集合場所等の地域の消防防災情報によるもの)作成に使用する ・消耗品(地図、紙、文房具など) ・印刷製本費(印刷、コピーなど) ・報償金・報償品(講師謝金・講師謝礼品など) ・食糧費(会議用茶のみ) ・その他特に町長が必要と認めた費用	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(千円未満の端数は切捨て)	50,000円
④	防災訓練実施事業	自治会または 自主防災組織	○訓練に要する費用への補助 (自助、共助を実践することにより、災害時における対応の検証およびその備え)	補助対象経費について、参加人数に100円を乗じて得た額	30,000円
⑤	防災士育成事業	自治会または 自主防災組織	防災士(特定非営利法人日本防災士機構の認証登録されたものに限る)の資格取得に要する経費 ・防災士機構が定める研修カリキュラムに基づく防災士研修講座の受講料 ・防災士資格取得試験受験料 ・防災士認定登録料 ※防災士の資格を取得しようとする者は、当該自治会または自主防災組織が推薦したのものに限る。	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額(千円未満の端数は切捨て)	40,000円

- ※1. 同一年度内の補助金申請については、補助対象事業区分ごとに1回を限度とする。
 ※2. ①の事業は、1団体につき1回限りとする。
 ※3. ③の事業は、1団体につき1回限りとする。
 ※4. ④の事業の補助金の交付は3回を限度とする。